

第1章

.....
計画策定にあたって

計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景と目的

仁木町では、これまで「子育て支援のための総合計画(エンゼルプラン)」(平成7年)に基づき、「仁木町子育て支援計画“叢”」計画期間(平成10年度～平成16年度)を策定し、子どもの健やかな育みと安心して子どもを生み育てるための環境条件の整備等少子化対策を実施してきました。

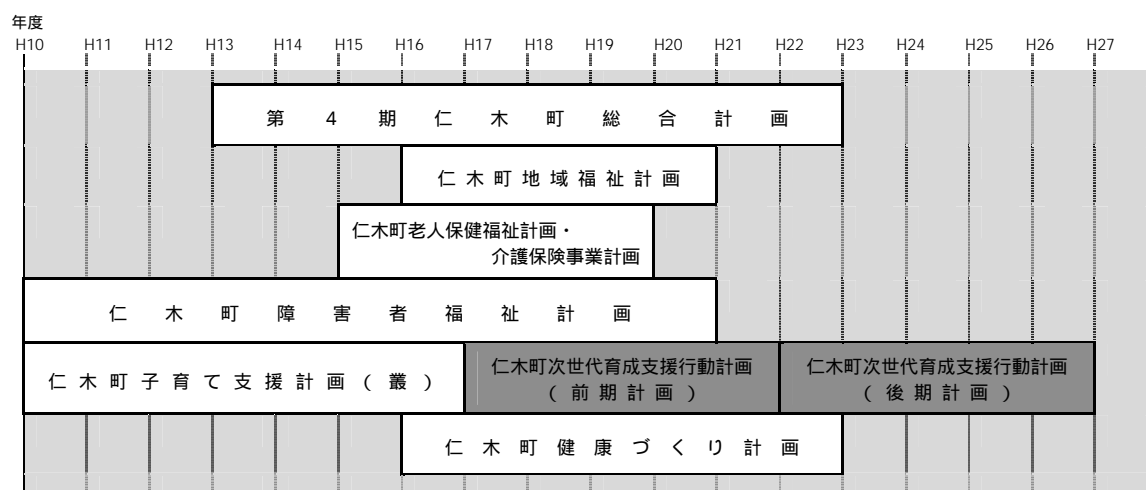
平成14年1月に発表された「日本の将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)」によると、少子化の主たる要因であった晩婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」が指摘され、現状のままでは、少子化は今後一層進行すると予想されています。

このことから、厚生労働省は少子化の流れを変えるため、平成14年9月「少子化対策プラスワン」を取りまとめ、従来の「子育てと仕事の両立支援」の取り組みに加え、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」の4つの柱に沿って10年間の計画的、総合的な取り組みを推進しています。

仁木町としても、国の動向や現状を踏まえ、既存計画との整合性を図りながら、次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備・充実を図るため、本計画により子育て支援に取り組んでまいります。

2. 計画の位置づけ

この計画は、平成15年7月に公布・施行された「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項の規定に基づき、第4期仁木町総合計画における住民福祉分野の基本構想に即しながら、策定済みの仁木町地域福祉計画、仁木町障害者福祉計画及び仁木町健康づくり計画並びに他の既存計画との調和を保ちながら、子どもと子育て家庭への支援を推進していきます。



3. 計画期間

「次世代育成支援対策推進法」において、地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取組を推進することとして、5年を1期とする計画とされているため、本計画は平成17年度から平成21年度までの前期計画とし、5年経過後の平成21年度までに事業の検証、見直し等を行い、平成22年度から平成26年度までの後期計画の策定を行います。